

## ○工学院大学海外留学送り出し規程

(平成 25 年 12 月 9 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 35 条の 2 及び工学院大学学則（以下「学則」という。）第 27 条の 2 の規定に基づき、本学の大学院生・学部生が、外国の大学等（以下「留学先」という。）へ留学する際の必要な事項 について定める。

(留学先)

第 2 条 この規程により、本学の大学院生・学部生が希望できる留学先は、本学と交流協定を締結している外国の大学等とする。

(出願手続)

第 3 条 留学を出願する者は、留学願書・留学計画書および海外留学プログラム実施許可申請書を渡航の 1 ヶ月前までに研究科長・所属学部長または機構長に提出しなければならない。

2 研究科長・所属学部長または機構長は、審査の上、適当と判断される者を学長に推薦する。

3 学長は、大学院委員会または教授総会の意見を聴いて、推薦された者に留学を許可することができる。

4 学長は、留学を許可した者を当該留学先に推薦する。

(留学期間)

第 4 条 留学の期間は、概ね 1 年以内とする。

2 学長は、留学期間延長の申請があった場合、大学院委員会または教授総会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(留学中の学籍上の取扱い)

第 5 条 留学を許可された者の留学期間は、大学院学則第 5 条または学則第 32 条に定める在学期間に算入することができる。

(留学中の学費)

第 6 条 留学を許可された者の留学期間中の本学の学費は、大学院学費納入規程または工学院大学学費納入規程の定めにより納入しなければならない。

(留学報告・単位認定)

第 7 条 留学した者は、留学期間終了後、速やかに帰学届を、また 1 カ月以内に留学報告書及び単位認定を希望する授業科目の成績証明書、その他必要な書類を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、学生が留学先で履修した授業料目の修得単位のうち相当と認めたものについては、大学院学則第 35 条の 2 第 3 項および第 11 条の 3 の規定、または学則第 27 条の 2 第 4 項の規定による単位数を上限として認定することができる。

(退学)

第 8 条 留学した者が留学先を退学しようとするときは、事由を具し、研究科長・学部長または機構長を経て学長に願い出なければならない。

(遵守事項)

第 9 条 留学を許可された者は、大学院学則または学則その他の学内規程の他、当該留学先の規則を遵守しなければならない。

- 2 留学した者が前項の規定に違反したとき、学長は、大学院委員会または教授総会の意見を聴いて、留学の許可を取り消すことができる。
- 3 研究科長・学部長または機構長は、留学中の動向を常に把握し、事故あるときは速やかに学長に報告し、学校法人工学院大学危機管理規程に定める手続き(学校法人工学院大学危機管理基本マニュアル)に従わなければならない。

(事務)

第 10 条 海外留学送り出しに関する事務は、学事部及び学長事業推進本部が所管する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会及び教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う変更。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 出願手続きおよび遵守事項の厳格化。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 事務組織改編に伴う所管部署の変更。